

次世代スーパーコンピュータ利用推進協議会 設立趣意書

2007年3月に神戸への立地が決まりました次世代スーパーコンピュータは、国の第3期科学技術基本計画において、長期的な国家戦略を持って取り組むべき国家基幹技術の一つに位置づけられております。

世界最先端・最高性能のスーパーコンピュータをめざし、2012年の本格稼働に向け、文部科学省のイニシアティブのもと、現在、総額およそ1,150億円をかけて開発・整備および利用技術の開発・普及が進められているところです。

スーパーコンピュータを活用した数値シミュレーションは、理論、実験と並ぶ第3の科学とされ、現代の科学技術の手法として確固たる地位を築きつつあります。

資源が少なく、科学技術創造立国をめざすわが国にとって、次世代スーパーコンピュータは、産業および科学技術の発展、国際競争力の強化、国民の安全・安心のために必要不可欠な基盤といえるのではないのでしょうか。

産業界においても、ライフサイエンス、ものづくり、ナノテクノロジー、航空・宇宙、原子力、経済・金融、行政・政策科学、医療などの幅広い分野で次世代スーパーコンピュータを利用することで、研究期間の短縮による研究開発の効率化や画期的な研究成果による革新的な製品の創出につながっていくなど、大きな成果が見込まれています。

先般1月22日には、オールジャパンの産学官が一体となり、次世代スーパーコンピュータを活用して広く国内外の企業・大学における研究開発や産業利用を促進していくため、兵庫県、神戸市、神戸商工会議所の出捐により「財団法人計算科学振興財団」が設立され、次世代スーパーコンピュータの活用につながる研究支援、産業利用支援、普及啓発等の事業を行うこととなりました。

これにあわせ、同財団を支援するとともに次世代スーパーコンピュータの活用に係る研究会活動等を行なうため、民間企業を中心とした会員組織「次世代スーパーコンピュータ利用推進協議会」を設立し、広く産学官の連携の下、次世代スーパーコンピュータの産業利用の促進に取り組み、我が国の産業競争力の強化に寄与しようとするものであります。

2008年4月21日

次世代スーパーコンピュータ利用推進協議会 呼びかけ人

社団法人関西経済連合会 会長 下妻 博

神戸商工会議所 会頭 水越 浩士

次世代スーパーコンピュータ利用推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「次世代スーパーコンピュータ利用推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、オールジャパンの産学官が一体となって次世代スーパーコンピュータの利活用を推進し、財団法人計算科学振興財団の活動を支援することにより、計算科学分野の振興と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 次世代スーパーコンピュータの産業利用についての具体的な提案
- (2) 次世代スーパーコンピュータの活用に係る研究の検討
- (3) 財団法人計算科学振興財団の活動支援
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種類)

第4条 本会の会員は、法人会員、団体会員、個人会員、特別会員とする。特別会員は、大学、行政及び公的研究機関等とする。ただし、特別会員は、総会での議決権は、無いものとする。

(入会)

第5条 本会の目的に賛同し、会員になろうとするものは、所定の入会申し込み書を本会に提出する。法人会員及び団体会員は、本会に対する代表者1名(会員代表者)を届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は、所定の会費を支払うものとする。

- (1) 法人会員・団体会員 1口 100,000円/年(1口以上)
 - (2) 個人会員 1口 20,000円/年
 - (3) 特別会員は会費を徴しない。
- 2 年度の途中に入会した場合には、原則として1年分支払うものとする。
- 3 年度の途中に退会した会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

(退会)

第7条 会員が、本会を退会しようとする時は、事前に書面をもって本会に届け出なければならない。

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長若干名
- (2) 監事2名以内

(役員を選任)

第9条 会長は、総会において会員代表者(特別会員を除く)から選任する。

- 2 副会長及び監事は、会員代表者(特別会員を除く)の中から会長が指名する。

(役員職務)

第10条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。会長が欠員のときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、総会の日から 2 年後の総会の日までとする。ただし、増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第 12 条 総会は、会員をもって構成し、本会としての重要事項を審議し、議決する。

2 総会は、年 1 回開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催する。その招集及び総会の議事運営は、会長が行う。

3 総会の議事は、出席会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(運営委員会)

第 13 条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長及び会長が指名する会員をもって構成し、その招集及び議事運営は、会長が行う。

3 運営委員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること

4 運営委員会は、あらかじめ通知された事項について構成員が書面、Eメール等により議決権を行使することにより開催したものとみなすことができる。

(事業年度)

第 14 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 15 条 本規約は、総会の議決を経て変更することができる。

(解散)

第 16 条 本会は、総会の議決を経て解散することができる。

(事務局)

第 17 条 本会の事務を処理するため、事務局を(財)計算科学振興財団に置く。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、2008 年 4 月 21 日から施行する。

2 本会設立初年度の事業年度は、第 14 条の規定に関わらず、第 1 回総会開催日に始まり 2009 年 3 月 31 日に終わるものとする。